同欄3中⑹及び⑺を削る。

同欄5を次のように改める。

5　衝撃吸収性試験を行つたとき、最大衝撃加速度が2,940メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、1,470メートル毎秒毎秒以上の継続時間が6ミリセコンド以下（原付等用ヘルメットにあつては4ミリセコンド以下）であること。

同欄6中「落下させた鋼製」を削り、「先端と試験用人頭との電気的接触がない」を「先端が耐貫通性試験用人頭模型に接触しない」に改め、同欄7を次のように改める。

7　保持装置の強さ試験を行つたとき、動的伸びが35ミリメートル以下であり、かつ、残留伸びが25ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること。

同欄中8を9とし、7の次に次のように加える。

8　保持性（ロールオフ）試験を行つたとき、ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。

別表第二4．乗車用ヘルメットの項を次のように改める。

4．乗車用ヘルメット	用途	(1) 総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のもの
		(2) その他のもの
	帽体の形状	(1) ハーフ形のもの
		(2) スリークォーターズ形のもの
		(3) オープンフェース形のもの
		(4) フルフェース形のもの
	帽体の材質	(1) 強化プラスチック製のもの
		(2) ＡＢＳ樹脂製のもの
		(3) ポリカーボネイト製のもの
		(4) その他のもの
	衝撃吸収ライナの材質	(1) 発泡スチロール製のもの
		(2) その他のもの
	保持装置の材質	(1) 天然繊維を主たる成分とするもの
		(2) 合成繊維を主たる成分とするもの
		(3) その他のもの
	サイズ	(1) 内装クッションの内周長が570ミリメートル未満のもの
		(2) 内装クッションの内周長が570ミリメートル以上620ミリメートル未満のもの
		(3) 内装クッションの内周長が620ミリメートル以上のもの

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年五月十九日から施行する。

（経過措置）

第二条　届出事業者は、家庭用の圧力なべ及び圧力がま又は乗車用ヘルメットを製造し、又は輸入する場合においては、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第一の3．家庭用の圧力なべ及び圧力がまの項及び4．乗車用ヘルメットの項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

告　示

○公正取引委員会消費者庁告示第一号

写真機類小売業公正取引協議会から、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和六十二年三月三十一日付けで公正取引委員会が認定した写真機類小売業における表示に関する公正競争規約を平成二十二年三月三十一日付けをもつて廃止した旨の報告があつたので告示する。

平成二十二年五月十二日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦
消費者庁長官　内田　俊一

○総務省告示第百九十号

次の無線設備の機器は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十七条に規定する無線設備の機器の検定に合格したので、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十二年五月十二日

総務大臣　原口　一博

電波法第37条第1号の機器（周波数測定装置）

合格者の氏名又は名称	機器の名称	機器の型式名	検定番号	型式検定合格の年月日
東京電波株式会社	ＣＵ－1001型周波数カウンタ	ＷＦ２ＴＰＣ0.01／25.21－3 Hz－1	W10001	平成22年4月13日

○政治資金適正化委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年五月十二日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
二六〇二	二一二一	中澤　廣
二六〇三	二一二一	井手　聰
二六〇四	二一二一	篠原　榮一
二六〇五	二一二一	太田　彰
二六〇六	二一二一	佐藤　好彦
二六〇七	二一二一	木下　宏史
二六〇八	二一二一	武田　裕忠
二六〇九	二一二一	清水　俊宏
二六一〇	二一二一	岩田　浩二
二六一一	二一二一	尾関　哲夫
二六一二	二一二一	内田　芳久
二六一三	二一二一	田﨑　暢貞
二六一四	二一二一	渡辺　雅和
二六一五	二一二一	奥原　吉博
二六一六	二一二一	望月　博元
二六一七	二一二一	福代　茂
二六一八	二一二一	中村　徳子
二六一九	二一二一	西村　俊裕
二六二〇	二一二一	濱田　健一
二六二一	二一二一	勝又　光秋
二六二二	二一二一	尾崎　健一
二六二三	二一二一	松岡　純二
二六二四	二一二一	稲葉　紀夫
二六二五	二一二一	益田　尚紀
二六二六	二一二一	川東　優子
二六二七	二一二一	石橋　大輔
二六二八	二一二一	中川　隆

○消防庁告示第十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年五月十二日

消防庁長官　河野　栄

登録者番号	氏名又は名称
A－㉗－1121	ダイソー株式会社
C－㉒－7058	株式会社東海コメット
C D－㊳－7059	石田クリーニング株式会社
E－⑳－43610	白澤　篤
E－⑪－43611	有限会社インテリア村岡
E－⑫－43612	水藻　チエ子
E－⑨－43613	永井　米行
E－㉘－43614	上原　敏夫